

本日の会議に付した事件

平成23年第4回山元町議会定例会(第1日目)

平成23年12月12日(月)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 報告第19号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第1号)
- 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第2号)
- 議案第62号 山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 山元町震災復興計画について
- 議案第66号 平成23年度旧坂中跡地外4団地応急仮設住宅空調機設置工事請負契約の締結について
- 議案第67号 平成23年度山元町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第68号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第69号 平成23年度山元町水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第70号 平成23年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第65号 山元町震災復旧計画について
- 日程第 5 議案第66号 平成23年度旧坂中跡地外4団地応急仮設住宅空調機設置工事請負契約の締結について
- 日程第 6 請願第 3号 山元町災害危険区域の範囲縮小に関する請願
- 日程第 7 請願第 4号 「JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進」に関する請願

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) おはようございます。ただ今から、平成23年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって3番渡邊 計君、4番菊地八朗君を指名します。

議長（阿部 均君）日程第２．会期決定の件を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程（案）を朗読させます。

〔局長朗読〕

〔会期日程（案）は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程（案）のとおり、本日から１２月２０日までの９日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１２月２０日までの９日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）これで、議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第３．これから提出議案の説明を求めます。

この際、報告第１９号、承認第２５号から承認第２７号、議案第６２号から議案第７０号までの１２件を一括議題とします。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。本日、ここに、平成２３年第４回山元町議会定例会が開会され、平成２３年度補正予算案並びに各種提出議案をご審議頂くにあたり、各議案の概要等をご説明申し上げ、議員各位の一層のご理解を賜いますようよろしくお願い申し上げます。

はじめに、歴史的な大災害にもめげず、山元町が元気で頑張っている姿を県内外に発信することを目的に亘理山元商工会と共催で先月２３日に開催した「心ひとつに！山元町ふれあい産業祭」を先月２３日に開催したところ、大震災発生当時からご支援をいただいている全国３１自治体と各種団体からのご協力もあり、約２万人を超える方々にお越しいただき大盛況となりました。あの忌まわしい大震災からの復興と再生に向け活力を取り戻しつつあることを十分アピールできたと確信するとともに、人と人の絆の大切さを感じているところであり、改めて、ご協力いただいた方々に対し感謝申し上げます。

また、明るい話題として、壊滅的な被害を受けた本町の特産物であるイチゴではありますが、生産者をはじめＪＡ関係者及び大量のイチゴの苗をいただいた栃木県の皆様、並びにビニールハウスの瓦れき・泥出し作業にあたられた多数の方々のご尽力により、１１月１３日に仙台市場で販売が開始され、大変な活況を呈したことは、本町の復興の着実な歩みを全国に発信するもので、大変喜ばしいことであります。今後、本町のシンボルでもある「仙台いちご」の牽引効果により、町全体の復旧・復興に弾みがつくものと考えて降ります。

次に、大震災から、９か月目を迎える本町の被害状況及び災害対策について申し上げ

ます。

被害総額は、去る９月定例議会でご報告した以降、各所管分野の調査結果により約２２０億円増加し、１１月末時点で、約１，８１２億円と試算しております。

その増加分の主な内訳は、防波堤関係であり、牛橋から花釜までの農地海岸防波堤では約５１億円、花釜から磯までの建設海岸防波堤等では９０億５，０００万円、磯から県境までの漁港・海岸防波堤等で５億８，０００万円と試算しております。その他の被害額については、現在も調査中であり今後、さらに判明し次第、順次整理してご報告申し上げます。

続いて、目下の災害対策の状況についてですが、まず、災害廃棄物対策については、９月の宮城県議会を経て、町内の一時仮置場７か所に集積している災害廃棄物の二次処理を担当する業者が決定し、２年後の平成２５年度も処理完了に向け、来年１月から災害廃棄物処理場の造成に着手する運びになっております。本町の災害廃棄物の発生量は７４万２，０００トンと見込まれ、宮城県全体の４．１パーセントとなっており、津波浸水区域の復旧のためにも早期完了を目指して、今後とも県との連絡体制を密にして事業の進捗を図ってまいります。

また、津波や地震により被害を受けた家屋の解体工事については、１１月１５日現在、１，５６０件の申請を受け付けておりますが、対象となる半壊以上の家屋の半数に止まっていることから、申請期限を１２月２８日まで延長し対応することとしております。

なお、解体工事には順次着手しており、来年３月末までに完了するよう鋭意取り組んでまいります。

次に、水産業施設関連の災害復旧についてですが、磯浜漁港の災害査定が１２月中に完了する見込みとなっており、また、漁港内に堆積している瓦れきの撤去作業については、既に完了する予定となっております。今後は、国の災害査定を経て、来年３月までには復旧工事に着手する予定となっております。

さらに、商工業関係の復興へ向けた取り組みについては、中小企業産業基盤整備機構による、被災商工業者の仮設店舗施設整備事業として、４棟１２店舗の設置を進めており、その第一段階として体育文化センター敷地内に１棟６店舗が１２月２２日に引き渡しを受ける見込みであります。残りの仮設店舗も、今後、順次整備される運びとなっております。これにより町内商工業の復興の足掛かりができるものと考えております。

次に、津波浸水区域における避難指示の解除であります。仮堤防の完成などにより、９月までに牛橋区、花釜区、笠野区、浅生原区及び高瀬区の一部を解除しておりましたが、さらに、電気、水道等のライフラインの復旧にあわせ、防災行政無線の仮復旧が完了したことから、１１月７日をもって残っていた全域を解除したところであります。最後まで残った区域の皆様には、長期の避難生活が続く中、大変なご心労などをお掛けいたしました。これにより、被災したご自宅の状況等も確認できるようになったところであります。

また、これと並行し、住民説明会でのご理解や議会の議決等の手続きを経て、津波浸水区域には、１１月１１日付をもって３種類の災害危険区域の設定を告示させていただいたところであります。災害危険区域は、町民の安全を確保するとともに、防災集団移転促進事業など各種事業実施に必要な不可欠な措置でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、被災者支援関係では、広く各種支援サービスの調整等を行うため、応急仮設住宅の代表者等で組織する「山元町応急仮設住宅等連絡会」を設置し、支援体制の強化にも努めているところであります。また、社会福祉協議会が中心となり「やまもと復興応援センター」を設立したところであります。これにより、各被災者への一層の支援体制を充実するとともに、支援物資の配布についても同センターが随時実施する体制が整ったところであります。

一方、本格的な寒さの訪れ、備えが急務となっております応急仮設住宅に係る寒さ等の対策については、外壁への断熱材等の追加・補強工事のほか、暖房器具及びエアコンの設置とあわせ、風除室等の整備工事も進めており、バリアフリー対策を含め冬季における応急仮設住宅の居住環境の改善等に引き続き努めてまいります。

続いて、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しましては、農畜産業はもとより、住民への影響、特に乳幼児並びに妊産婦の方への健康影響が懸念されるところであります。

また、事態がなお収束していないことから、町民の暮らしに大きな不安を与えている状況にあると認識をいたしております。

町といたしましては、放射線量のモニタリングによる監視を引き続き行い、その情報を町民の皆様に提供するとともに、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査区域の指定を受け、除染実施計画を策定するなど、計画的に放射性物質の除染等の対策に取り組みます。さらに、県並びに隣接市町と連携し、原子力防災を担う国や東京電力に対して必要な措置を強く求めながら、町民の安全・安心の確保とあわせ、風評被害などの防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、復興対策の進捗状況について申し上げます。

山元町震災復興計画については、震災からの「復旧・復興」を優先しつつ、従来の課題をも同時に解決する「第5次山元町総合計画」と位置づけ、「チーム山元」として町全体で成し遂げる新たなまちづくりの道筋を示すものであります。

8月に決定した「山元町震災復興方針」を基本に原案を策定し、さらに、これをもとに震災復興会議や住民説明会を開催して、様々な意見等をいただきながら、山元町震災復興計画基本構想案を取りまとめ、本議会に提案させていただきました。

復興計画基本構想では、災害に強いまち並びに人口減少、少子高齢化の問題も解決できるコンパクトな町、の二つのまちづくりを目指すため、四つの土地利用ゾーンを設定し、住まい、防災、産業、交通に重点を置きつつ、生活、産業、保健福祉、学校教育、防災、都市整備、環境、行財政運営の8分野について、具体的な取り組みや目標とするまちづくりのための道筋を示しております。

今後、この計画をもとに早期の生活、生産の再建を目指すため、基本構想の重点項目や具体的取り組みを具現化する事業や数値目標、工程を示す行動計画を策定し、スピード感をもって取り組む予定でありますので、本計画の本議会でのご承認につきまして、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、計画ご承認のあかつきには、国の示す23年度補正予算等に基づき、本町といたしましても、23年度補正予算として随時、事業予算のご提案をしてまいりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

なお、これら具体的な事業の執行にあたりましては、本町がいままで経験したことが

ない事業規模となることが想定されます。このため、事業の執行体制の整備もあわせて整備する必要がありますことから、組織、執務環境の充実対策に要する予算についても、本議会をはじめ今後、ご提案させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、先の町議会議員一般選挙において、多くの有権者からのご支持と大きな期待を担われ、当選の榮譽を得られた議員各位が掲げた震災復興に関する公約は、私が目指す復興・再生の考え方と軌を一にするものと考えております。

すなわち、「ご遺族をはじめ被災された方々の悲しみや痛み・苦しみを全町民で共有し、これを乗り越えるべく、町民の皆様の知恵と力を結集し、より強固で安全なまちづくりを目指して、着実に、そして力強く、共に歩んでいくこと」こそが大切であります。

議会と執行部及び町民が一体となり後世に誇れるまちづくりに向け、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、報告及び承認関係についてご説明申し上げます。

報告第19号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、和解に関する専決処分いたしましたので報告するものであります。

承認第26号 専決処分の承認を求めることについては、一般会計において、町道の路面段差により車両破損に係る賠償金及び東日本大震災でお亡くなりになられた東保育所被災児童のご遺族から、和解あっせん申立てがありましたことから、これらに要するための弁護士費用等の当面の所要額を専決処分したものであります。

なお、その財源としては、町村会の総合賠償保険で手当てするとともに、最終的な財源調整を財政調整基金取り崩しの増額をもって対応した結果、歳入歳出それぞれ約63万円を追加し、総額を約227億8,700万円余とするものであります。

承認第27号 専決処分の承認を求めることについては、一般会計において、東日本大震災でお亡くなりになられた東保育所被災児童のご遺族から提訴され、訴状が届いたことから、これに対応するための弁護士費用等の当面の所要額を専決処分したものであります。

なお、その財源としては、財政調整基金取り崩しの増額をもって対応した結果、歳入歳出それぞれ約120万円を追加し、総額を約227億8,800万円余とするものであります。

続いて、予算関係議案についてご説明申し上げます。

はじめに、予算関係議案のうち人件費関係につきましては、人事院勧告及び子ども手当制度改正に伴う影響額を各会計の各款項目に措置しておりますので、これ以外の項目についてご説明いたします。

議案第67号 平成23年度山元町一般会計補正予算（第2号）案における歳出予算からご説明申し上げます。

はじめに、総務費関係では、財産管理費において今後の復旧・復興事業を執行するにあたり、組織の充実を見越した仮庁舎増設に要する経費及び山元町東日本大震災復興基金への寄附金増に伴う積立金を措置するものであり、企画費では、防災集団移転事業に係る各種委託料を措置するものであります。また、情報管理費では、仮庁舎増設に伴う電算システム整備に要する経費を追加するものであり、諸費については、訴訟事務確定

による精算に要する経費並びに追悼式典開催に要する経費を措置しております。さらに、町民バス事業費では、運行の改善を図るため公用車の改修に要する経費を措置するとともに、基幹統計費では、国の内示があったことから経済センサスに要する経費を追加するものであります。

民生費関係では、社会福祉総務費において、「やまもと復興応援センター」設置に要する経費を措置するとともに、震災対応による社会福祉協議会職員の人件費の増加分を補助金として追加するものであります。また、老人福祉施設費においては、前年度精算等に伴う知楽荘指定管理業務委託に要する経費を追加するものであり、地域包括支援センター費においては、震災対応による介護支援専門員派遣負担金の増額分を追加するものであります。児童福祉費については、子ども手当の制度改正に対応するためシステム改修に要する経費を措置するとともに、保育所費については、指定寄附を財源とした遊具等の購入経費を措置するものであります。

災害救助費については、国の通達に基づき応急仮設住宅のひさし設置及び簡易スロープ設置に要する経費を追加するとともに、応急仮設住宅共同施設の維持管理に要する経費について措置するものであります。

衛生費関係では、小児インフルエンザ予防接種費用助成に要する経費及び震災対応で故障した保健センター備品の購入経費を措置するとともに、水道事業会計に対し、公営企業災害復旧繰出し基準に基づく補助金を追加するものであります。さらに、し尿処理費では、亘理名取共立衛生処理組合のし尿処理災害特別負担金を措置するとともに、宮城県が実施する災害廃棄物の二次処理に要する経費等を措置するものであります。

土木費関係では、災害公営住宅建設用地取得に要する経費等を措置するとともに、下水道事業会計に対し、公営企業災害復旧事業繰出し基準に基づく補助金を追加するものであります。

消防費関係では、大震災により流失した消防小型積載車の代替えとして日本消防協会より中古車両が寄贈されたことから、応急仮設住宅団地内に仮配備するために要する経費を措置するとともに、退職者の再任用による亘理行政事務組合消防負担金を総額措置するものであります。

教育費関係では、大震災により流失した消防小型積載車の代替えとして、日本消防協会から寄贈された中古車両の仮設の簡易車庫を措置するとともに、亘理行政事務組合消防負担金については、震災対応のため退職者の再任用を行ったことに伴う、人件費の増加分を追加するものであります。

教育費関係では、被災児童・生徒に対する通学援助等に要する経費及び指定寄附を財源とした図書等の購入経費を追加するとともに、学校給食の安全性を確保するため、食品放射能測定器の導入に要する経費を措置するものであります。また、幼稚園費では、本年度から被災園児に対する「私立学校等授業料軽減特別事業」の創設に伴い、私立幼稚園が直接、県に就園奨励費を請求することになったため、私立幼稚園就園奨励費補助金を減額措置するものであり、文化財保護費では、被災した企業が移転再開するにあたり、山元インター付近の北経塚遺跡発掘調査に要する経費を措置するものであります。

災害復旧事業費関係では、補助災害査定に向けた調査設計業務委託に要する経費及び消火栓の災害復旧経費を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、介護予防ケアマネジメントシステムリース経費及び、

仮設プレハブ教室リース経費について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、これに見合う財源としては、国・県支出金及び地方債を追加するとともに特別交付税を追加し、最終的な財源調整を財政調整基金取り崩しの減額をもって対応した結果、今回の補正額は、約 7 7 億 8, 0 0 0 万円を追加し、総額 3 0 5 億 6, 9 0 0 万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計の予算案についてご説明を申し上げます。

議案第 6 8 号 平成 2 3 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について申し上げます。

歳出予算につきましては、保険給付費では、大震災によるサービス給付費の一部負担の免除に伴う影響額を追加するとともに、大震災により、サービスの利用形態が在宅介護から施設利用にシフトしているため、保険給付費所要額の組み替え措置をするものであります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、これに見合う財源としては、国・県支出金の組み換え措置及び繰入金の減額をもって対応した結果、今回の補正額は、約 2, 3 0 0 万円を追加し、総額 1 4 億 5 0 0 万円余とするものであります。

議案第 6 9 号 平成 2 3 年度山元町水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について申し上げます。

水道事業会計予算の収益的支出では、水道水の放射能測定検査手数料及び沿岸地区における水道管の修繕費並びに被災した消火栓の復旧費用を追加するものであります。

資本的支出では、同じく沿岸地区における水管橋及び水道管の本格復旧のための工事費を追加するものであります。

また、支出に見合う財源としては収益的収入及び資本的収入において、災害復旧に伴う国庫補助金、企業債及び一般会計からの負担金並びに出資金を追加するものであり、今回の補正額は収益的収入を約 7, 0 0 0 万円追加し、総額 4 億 3, 2 0 0 万円余に、収益的支出を約 7, 0 0 0 万円追加し、総額 5 億 4, 4 0 0 万円余に、資本的収入を約 1 億 8, 0 0 0 万円追加し、3 億 3 0 0 万円余に、資本的支出を 1 億 8, 0 0 0 万円追加し、総額 4 億 4, 2 0 0 万円余とするものであります。

議案第 7 0 号 平成 2 3 年度山元町下水道事業会計予算（第 2 号）（案）について申し上げます。

下水道事業会計予算の収益的支出では、被災した下水道管路からの汚泥収集手数料を追加するとともに、資本的支出では、主に沿岸地区の下水道管路を本格復旧するため、調査委託料及び復旧工事費を追加するものであります。

また、支出に見合う財源としては収益的収入及び資本的収入において、災害復旧に伴う国庫補助金、企業債及び一般会計からの補助金並びに出資金を追加するものであり、今回の補正額は収益的収入を約 4 0 0 万円追加し、総額 6 億 9, 0 0 0 万円余に、収益的支出を 4 0 0 万円追加し、総額 9 億 7, 2 0 0 万円余に、資本的収入を 2 3 億 5, 0 0 0 万円追加し、4 7 億 2, 9 0 0 万円余に、資本的支出を 2 3 億 5, 0 0 0 万円追加し、総額 5 0 億 6, 2 0 0 万円余とするものであります。

続いて、一部改正条例議案についてご説明申し上げます。

議案第 6 2 号については、東日本大震災による復旧・復興業務量増大に対応するため

改正するものであり、議案第６３号については、障害者自立支援法の一部改正に伴い所要の改正をするものであります。また、議案第６４号については、住民基本台帳の一部写しの閲覧手数料を設定するため改正するものであります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第６５号については、議会基本条例に基づき山元町震災復興計画の策定について、議会の議決を求めるものであり、議案第６６号については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、工事契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

以上、平成２３年第４回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させますので、宜しくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）日程第４．議案第６５号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。震災復興推進課長、鈴木光晴君。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。それでは、議案第６５号山元町震災復興計画についてご説明申し上げます。

裏面の提案理由の方をご覧くださいと思います。

東日本大震災からの復興に早急に取り組むため、復興に向けた理念や基本方向、さらには、目指すべき復興の姿を明確にするとともに、これからの町の将来を見据え、町が抱える多くの課題に対応したまちづくりの基本構想を定める第５次山元町総合計画として、山元町議会基本条例第９条の規定により提案するものでございます。

内容につきましては、先日１２月６日の東日本大震災災害対策調査特別委員会の方においてご説明させていただいたところですので、省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第６５号については、山元町会議規則第３８条第１項の規定により、東日本大震災災害対策調査特別委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第６５号については東日本大震災災害対策調査特別委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第５．議案第６６号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君） 議案第６６号平成２３年度旧坂中跡地外４団地応急仮設住宅空調機設置工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由からご説明いたします。

裏面をご覧ください。

提案理由でございます。

平成23年度旧坂中跡地外4団地応急仮設住宅空調機設置工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので、提案するものであります。

議案にお戻りください。

契約の目的は、平成23年度旧坂中跡地外4団地応急仮設住宅空調機設置工事です。

契約の方法、随意契約です。

契約の金額、一金7,488万4,320円、消費税を含みます。

契約の相手方、宮城県名取市飯野坂三丁目2-3、株式会社ナガワ仙台営業所所長田島基彦。

平成23年12月12日、提出者山元町長齋藤俊夫。

補足説明をさせていただきます。

契約の方法でございますが、業者の選定につきましては、寒さ対策工事の県と町が施工区分を定め実施することとなっており、今回県が発注した外壁断熱工事、風除室設置工事、暖房便座取付工事と同時期に空調機の設置を行うことで早急な対応ができるため、現在施工中の業者を選定しております。

工事概要をご説明いたします。

エアコンの設置ですが、旧坂中跡地に70台、町民グラウンドに162台、ナガワ仙台工場に90台、浅生原箱根に52台、浅生原東田に50台の合計424台を設置するものであります。

施工につきましては、細心の注意を払い、安全に十分配慮し実施するよう進めてまいります。

補足させていただきます。

今回、随意契約としてこのナガワ仙台営業所に契約することとなります経緯につきましてご説明をいたします。

この時期にはほかの自治体でも寒さ対策工事を一斉に実施しております。そういう事情から、施工体制の確保がかなり困難な状況にはございますが、同業者は宮城県がプレハブ協会へ発注し、結果、本町の、先ほどご説明させていただきましたが、旧坂中跡地、町民グラウンド、ナガワ仙台工場、浅生原箱根、浅生原東田の各仮設住宅の建設に携わり、施工実績がございます。この施工体制の確保が図られるということから、1社の指名による随意契約としたものでございます。

以上、議案第66号平成23年度旧坂中跡地外4団地応急仮設住宅空調機設置工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑ありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。このエアコンなんです、エアコン設置に対して各仮設の電気の容量、この工事の部分は含まれておるのか。一応今多分30アンペア契約となっておりますが、このエアコン設置によって電気料の改定が何アンペアになるのか、そしてこの工事にか

の工事の部分が含まれているのか、その点について質問いたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまご質問ございました電気容量につきましては、本工事におきまして増強をする予定となっております。本工事の中で電気容量を増強し、各室のエアコンの対応ができるよう同時施工とする予定でございます。

4 番（菊地八朗君）はい。今電気容量の改定と、これにまず含まれているのかという私はこの工事概要、まず一つの質問。それで、容量アップによって各個人の負担割合は大体どの程度アップになるのか、2 件よろしく。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまの容量の増強によりまして、約 3 5 0 円程度の増が見込まれるところでございます。失礼しました。基本料金、月当たりの単価でございます。

4 番（菊地八朗君）はい。もう 1 件の質問は、この予算 7 0 0 万円の中にこの容量の工事代は含まれているのかという質問。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。含まれております。

4 番（菊地八朗君）はい。これに対して全部含まれているということで対応するということですね。

それから、月 3 5 0 円の基本料金のアップで、大体エアコンの各家庭によって違うと思うんですが、基本料金だけの 3 5 0 円でしょう、アップはね。そうすると、仮設住宅にお住まいになっている個人の大体今エアコンで何キロ消費するか。そうすると、その分基本料金何ぼで 3 5 0 円上がる、基本料金。そうすると、使用料平均大体今まちづくりでとっているっちゃ、大体一般家庭というか、普通の 2 K が普通として、2 K あたりだと 4 人住んでいると二つになるから、今までより大体これくらい上がりますよというのはもしデータ的にあれば教えてください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。先ほどのご説明の中で増強工事のお話をさせていただいた部分で、補足をさせていただきますけれども、今回増強工事までは行いますけれども、アンペアの申請に関しましては個人でお手続きをいただくということになります。

今回の試算という形でのご質問でございますが、ただいま基本料金での設定ということでのご説明でお話し申し上げましたが、使用料につきましては各家庭での今後の使用の度合いによりまして、かなり異なりが生じますので、今正確な数字はちょっと手元にはございません。

4 番（菊地八朗君）はい。というと、結局個人でブレーカー、これは個人持ちだよと。そうしたら、ここに例えばエアコンが今 1 台ついていて、今度 2 台になります。これは 2 K であろうが 3 K であろうが、対応に対しても 2 台になりますよと、そういうんだったら、もう少し、3 K は 3 台になるの。この対応の数から言ったら、坂中跡地で 7 2 台、例えば私がいる箱根で 5 2 台ということは、5 2 台、あそこ 6 8 世帯だっけか。そういう数のこの 5 2 台というのはどういう数になってくるのかな。まずそこで 1 件。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。5 2 台の内訳でございますが、ただいま箱根地区につきましては、1 K であれば 1 部屋に 1 台ついておりますので、さらに 2 D K であれば残りの 1 部屋分に増強、3 K であれば残りの 2 部屋に増強という形で、2 D K の内訳は 2 6 台、3 K の内訳は 2 4 台を追加するという数字でございます。

4 番（菊地八朗君）はい。まずわかったことは 3 K なら二つ使うよと。そうすると、このブレーカーの、簡単に言ってブレーカーの容量アップも、例えば今 3 0 アンペア、基本 1 台つ

いているときはね。今度2台だったら何アンペアになるの、これ。結局三つつくときは。あの線の太さから言ったら、多分10アンペアぐらいしか上げられないよね。そうしたら、この10アンペアの容量アップでエアコン2台同時に、それに電子レンジぱっとしたとき使えるの、これ。その辺について。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。使用電力量が2.2キロワットでございますので、併用しての使用につきましても支障がないということを確認いたしておるところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。使えるよと、あと個人負担だから勝手に、使う使わないは皆さんの部屋で調整しなさいよという回答と受け止めますけれども、電気料から言ったらね、負担割合。だけれども、もう少しやり方によったらいろいろな仮設住宅のタイプありますよ。そうしたならば、昔電気こたつ、ファンヒーターしたら煙突で引っ張ってとるとか、こういう例えば天井からダクト空気出して、ファン強くしたら、ファンからダクトでとったら十分済むような工事じゃないですかと思いたいよね。そうしたら、もう少しアイデアを使って、消費量は一緒だよと。ファンヒーターからこたつに煙突使ってよくやっていたよね。ああいう方策とか何かアイデア的なものをして、こんな金ばかりかけなくてもいいんでないかという思いもするんだけど、黙ってひとつ、暖房寒いよ。じゃあすぐエアコン増加と。そこに入っている方は本当に負担率も上がりますよと、どうぞというのは大変結構なんだけれども、もう少し何かメーカーさんと入札のとき考えられなかったか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。今回のエアコンの追加整備工事につきましては、これまでの1K1室、あるいは2DKの1室、3Kの1室ということで、やはり1部屋だけではその温かさが十分に回らないと、不足するという点がございましたので、各部屋に容量を変更の上設置するということを提案しております。本件につきましては、宮城県ともいろいろと打ち合わせ、ご指導をいただきながら進めておるところでございますので、この追加工事につきましては、本提案とさせていただきますところでございます。よろしく願いいたします。

4番（菊地八朗君）はい。わかりました。県の指導もあって同等に合わせたということで受け止めます。今度はいろいろこういうふうにいっぱい寒さ対策等やっていただいている、今に床抜けるから、この仮設は。床抜け対策も考えておいてください。一応検討しますというか、回答だけもらう。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。今後の維持管理の面での配慮は十分に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい。今説明を受けた中で、契約の方法、随契でおやりになっているようです。実際には金額が7,400万円というので、大分大きいということでございますので、先ほど説明の中で、施工実績ということでお話しあったんですけれども、従来この仮設についてはナガワさんがおやりになっていると、そういう考え方の中での今回随契という意味合いなのかなと、そんな思いをするわけでございますけれども、実際に本来で言えば、エアコンの設置であれば、電気屋さんのような、そういう形の方が私は実際には安くあがったりできるのかなと思うんですけれども、この施工実績という中に随意契約の本当に具体的な理由、特に県と町で、先ほど説明の中で分担をしておやりになったということでございますので、エアコンの設置についてはこういう形で仮設の建設業

者でなくてだめな理由か何かあるのかどうか、それ１点と、あと４２４個ですか、全体で。これ今から寒くなるということで、工期全体でどのくらいになるのか。さっきちょっとお話し伺ったんですけれども、大分多いということで、どういう形の設置の仕方になるのか、２点お伺いできればと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。随意契約の理由につきましては、先ほどご説明したところでございますが、今回県で発注しております外壁断熱工事や風除室工事も同時に施工されておりますことから、またこの建物を建設した実績もございますという点でご説明申し上げたところでございます。それらを同時に行うことで、調整や早急な対応ができるという点を考慮した次第です。

それから、どういう形での設置というご質問でございますが、全体の４２４個の設置につきましては、平成２４年１月３１日までの工期を設定し、工事を進行する予定でございます。

なお、電気設備等に対応します業者さんがこのそれぞれの仮設住宅の方に配置されることもございますので、施工状況等を町と十分に打ち合わせをしながら順次対応してまいりたいと思います。

１０番（岩佐 隆君）はい。随契の１点目でございますけれども、今課長の説明だと、県の断熱工事等と一緒にやるから、今回理由としてエアコンの設置を随契でやったというお話ですけれども、具体的には断熱材のやつは全部今業者やっているでしょう、もう。だから、それと一緒にという形でエアコンを考えるというのは、随契の一つの理由とすればちょっとおかしいかなと思うんですけれども、例えばもう一つ、建物の、例えば仮設住宅建てた業者がやると、その理由としてエアコンの設置とどういにかかわりがあるのか、ちょっとその辺お伺いできればなと思って、さっきお話をしたんですけれども、あと２点目ですけれども、ちょっと聞こえなくて、平成２４年１月の何日と言いましたかね、最終の終わるのが。何でこの４２４台、それを一括にやってしまう形になりますと、１月２０何日と言ったのかな。１月２４日、その２４日まで例えばエアコン設置したところとしないところ格差出るし、そして期間をできるだけ少なくして仮設住宅にお住みになっている人にできるだけ暖かい形でというのが、今回国からきた今回の予算の考え方だと思うんです。

ですので、一括発注して随契でやるという形そのものもちょっとおかしいなと思うし、また期間も例えば１月、今１２月議会でやっているんですけれども、できるだけ少ない期間で同じような形で仮設住宅にお住みになっている人たちの寒さ対策をやっていただくような形で発注するのが、私は大きな考え方の一つでないかと思うんですけれども、その辺についてご説明をお願いしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。エアコンの設置につきましても、この施工実績のある業者を選定させていただいた理由も各部屋等の配置、あるいは電気配線の状況とか、そういったものも熟知されているということと、現在暖房に関します県発注工事と重複する出入り等、あるいは業者さんの搬入等、そういった煩雑な、あるいは出会い丁場とかいろいろな面も配慮しまして、１社での施工管理を十分に図っていただき、スムーズな施工を進めていただきたいということから、選定をさせていただきました。

それから、末工期ですが、平成２４年１月３１日までの予定でございますが、こちらに関しましても、電気設備を施工いたします関係上、そのスムーズな入居されている皆

様方に対して早く利用できるような方法、これらも考慮しながら進めたいと考えておるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。説明の考え方としてはわかるんですよ。ただ、期間についても1月31日ということなんですよ。1月31日というと、山元町で考えたときに寒さが、2月は一番多分あれだと思うんですけども、1月中が寒いんですよ。その寒さ、一番寒いときに、寒さ対策のためにエアコン入れないような状況で本当にいいのかということを考えてもらわないと。

そして、424台、これ一括発注だからそんなに期間かかるのかなと思うんですよ。例えば同じ業者に発注するような形になってくると、そこで私の考えですよ。これ時間かかってくるのかなと。例えば幾つかずつ、100個ずつでも発注できるような形にすれば、期間短くなるんでないですか。

そして、さっき随契の理由にしても、具体的に今暖房工事の部分で外壁のやつやっているんですよ。それと随契にする理由が、それを加味しての理由が何回説明聞いてもわからないので、金額非常に大きいので、その辺も考えた中で発注できなかったのかどうか、発注するような形にできないかのどうか、それが私はちょっと今のお話聞いてなかなか理解できない部分あるので、説明をお願いしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。先ほどの末工期に対しまして、入居されている方々への配慮という点につきましては、本契約によりエアコン等の準備を早急に進め、各仮設住宅に取りつける業者さんを十分に配置できるようなところを、施工業者となる相手方のナガワ仙台営業所と十分な打ち合わせを図ってまいります。

それから、随意契約に関しまして台数等のお話でございますが、一括の発注と、あと分割というお話でございますが、先ほどご説明申し上げておりますけれども、各住宅の実情に詳しいということと、あと今回の各住宅に対します戸数、これらにつきましては、発注側といたしましては十分に準備が可能ではないかというようなところを推測いたしまして、随意契約とし発注するところでございます。よろしく願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、町長に具体的にこの工期の関係ですけれども、私さっき申し上げたように、実際に山元町、寒いときは1月中なので、この発注してその工期の期間をできるだけ縮めるような形で、本当は発注の仕方も考えてほしいんですけども、ただ、随契という形の中で発注されるような方向なんで、そこは話ししませんけれども、ただ工期の期間でできるだけ詰めるような形の業者にきちっとお話しさせてもらって、その中での契約締結ということを考えた中で進めるような方向が可能かどうか、具体的に。

先ほどからお話ししたように、それでないとなかなか1月いっぱい最終的にようやく出すような形になって、1月いっぱい具体的にエアコン施工終わっても寒さ対策に本当につながっていかないような気がするので、幾ら国のお金を町で発注するにしても、やっぱり投資した効果がないような形で例えば事業を考えていくような形になると、私はおかしいと思いますので、その辺について町長からご答弁いただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町内の仮設住宅の対応でございますが、基本的に県発注の仮設住宅の建設を基本に取り組んできた、それでまた一部中山と東田について町独自の発注というふうな、大きなそういう対応の方向でもってここまで対応してきたわけでございますが、先ほど担当課長が説明しておりますように、基本的にはそれぞれの発注、いわゆる

施工区分ごとに対応をすべきところですが、この寒さ対策工事については、国の方の方針、あるいは県の方の方針が若干ずれ込んだというふうな、そういう大きな日程的な関係もあるわけですが、基本的にはこれまでの施工された業者のノウハウを最大限に活用して、もろもろの工事との整合性を図りながら、少しでもいい形での設置を図るべきだというふうなことで対応をしてきているところですが。

ただ、そうは申しまして、ご指摘のとおりこういう時期、あるいは1月末までというふうな設置の時期ということになりますと、寒さ対策の対応の効果がもう半減するというふうなことでございますので、この辺については今回ご承認いただいた後に施工業者の方と十分な綿密な打ち合わせをする中で、少しでも早い、仮設に入っておられる皆様方の状況を少しでも考えた、いわゆる短期間での施工に努力してまいりたいなというふうに思いますので、何とぞご理解を賜りたいなというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。今説明の中で、坂中跡地外4団地、内手、中山、西石山原についてはどうなっているのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。内手地区の応急仮設住宅の空調機設置工事は11月30日に契約を締結しております。高瀬、西石山原の応急仮設住宅につきましては12月7日に契約しております。それから中山熊野堂につきましても11月2日に契約を締結して発注しております。現在、ただいま申し上げました、先にご報告いたしました設置工事は現在順調に進捗しているところがございます。さきの臨時会及び本日のご報告の中に契約の概要をご提示させていただきました。

8番（佐藤智之君）はい。わかりました。先ほど資料やっと目にしたわけです。それと、先ほどの岩佐議員からも指摘ありましたように1月31日の完成では、ご存じのように1月20日前後が大寒の時期なんですね。ですから、せめて10日、本来であれば正月前に時間的に非常に難しい工期になっていますけれども、本来であれば寒さ対策は正月前に終わるのが筋であろうと、そうは言ってもいろいろ工期の問題もあるんでしょうけれども、せめて1週間、あるいは10日ぐらい業者と交渉して、町長、その辺は短縮できないものかどうか、その辺の決意をひとつお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。寒さ対策の趣旨を踏まえて、ご指摘のように少しでも短期間のうちにエアコンが設置できるように、業者の方と綿密な打ち合わせをする中で、その辺の仕上がり工期、また改めてご報告、ご説明をさせていただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。このエアコン設置の話が持ち上がったのはいつの時期なんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）宮城県の方から市町村に通知をいただいているのが10月3日でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その後どのような取り組みをしておられたのか。今の話を踏まえてこの寒さ対策に間に合うような取り組みをしなくちゃならなかったんだろうと。その間の取り組みの状況について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。宮城県と発注の内容をすみ分けをしております。県発注工事では、外壁工事や玄関先の風除室の設備、それからトイレの暖房便座といった内容が発注され、町の方へはこういったエアコンの追加設備、あるいは居室への畳設置、それからひさしの延長、それからスロープの追加とか、こういう工事のすみ分けを行ってそれぞれで発注をしてきております。

先にご説明申し上げました中山地区と東田地区で町でそれぞれ設置した仮設住宅につ

いては、既に発注をしておりましたが、今回ご説明させていただいております宮城県の施工した5団地につきましては、県の方からその工事の概要につきましてはの許可といえますか、通知をいただいたのが11月に入ってからでございましたので、その時期からの設計とかそういう準備を進めてまいりました。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、県の取り組みが遅くて町もそうなったというふうな受け止め方でよろしいんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。発注につきましては、宮城県と調整を行いながらこの発注時期を決めてまいりましたので、そこまでの時間いろいろと調整の期間がございましたので、若干のずれが生じているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。これは県との調整が時間がかかって、10月3日にはそのような話があったんですけども、県との調整で遅れてこのような、遅れという表現でもいいかと思うんですが、この時期になったというふうな受け止めていいわけですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。いろいろと調整を図りこのような時期になりました。

6番（遠藤龍之君）はい。この間のもろもろの話の中で県、県、県というのが出てくるわけですが、どちらを向いての仕事なのかというふうに考えますと、これは国が何のためにこのような事業を認めたかというそもそも考えるならば、まさに寒さ対策も県の対応が遅いというのは各マスコミ等でも示されているわけですが、であるならばなおのこと町独自で、もう寒さ対策というのが大きな目的なんですから、それに間に合うような事業の展開ということが本来求められておったかと思うわけですが、やっぱりこうしたことがこれまでもたびたびあるんですね。夏の暑さ対策にしてもしかりですし、そういうことで、宮城県山元町はほかの地域よりもそういった対策が遅れて仮設の方々非常に苦労を強いられているというのは、これまで———そのような実態を十分に認識して、———として対応に———対策を進めていくべきだということを強く訴えまして終わります。答え何ば聞いても同じ答えでしょうから、そういうことで以上です。

9番（岩佐 豊君）はい。私からもこの随意契約についてちょっと説明いたしたいと思います。

7,000万円という金額結構大きいですね。それで、これまでも結構随意契約については議会内でもこれまでも町の方に随意契約のあり方についていろいろお話をしてきたところです。今回この随意契約に至るまでどのような話し合いが課内、また部局で行われたのかお話をいたしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまの随意契約に関する経過ですね、課内での協議ということと、庁内での協議ということでございますが、まず施工した発注工事を県の方で発注された建物ということで、どのような形でこの暖房等を発注していくかということを、内容を検討しました。県とも、先ほどもご説明いたしましたが、県のご指導を受けながら調整を図ってきたところでございます。

それから、業者の選定に関しましても、庁内で各関係課長によります指名委員会の中でのご審議をいただいて本提案をさせていただいたところでございます。スタート時期が同時期ではなく、県からの指令等によります発注の段取りをする時期が異なったことにより、このような若干ずれが生じて、ただいまいろいろと各議員の方々からお話しあったように、寒い時期にかかってしまうのではないかというお話しございましたように、12月でこの提案をすることになっております。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。先ほど同僚議員からも仮設の場合だから、いろいろこういう手順を踏

んだのかというお話ありましたけれども、まずスピード感もありますし、やはりそういうことも考えながら業者選定をするということが私は必要だと思いますし、多社に競争させた方がやはりそこに競争原理が働いてもう少し違った方向が出てきたのじゃないのかなと、このように思います。再三にわたって議会で町に対してこういうお話をしているわけですから、もう少し慎重に対応していただきたい、このように思います。

私も前の、ちょっと記憶が臨時議会か、それとも前の議会かちょっとあれですけども、この寒さ対策ということで質問させてもらっていますけれども、その当時はナガワさんについても、要するにそういう対策を十分にした仮設なので問題ないというような回答をいただいております。あの時点で本当につかんでなかったのか。岩手、福島は相当早くからそういう動きがあったように思われますけれども、その辺はどうだったんでしょうかね。本当にそういうことをつかもうとしなかったのか、どうなのでしょう。何か私非常に今不満を持っているんですけども、ひとつお答えをお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまでの仮設住宅の入居の際の説明会等におきましては、冬場の対策の暖房、そういったものは検討してはまいりましたが、具体的にこの補助、災害救助費の中のこの仮設住宅にかかります経費等につきまして、国庫補助の対象となるというところの指令をいただきました時期が、先ほど申し上げさせていただきましたが、10月という時期になってしまいましたことから、具体的に施工内容を選定し、また施工分野をすみ分けし、実施するというのが固まりましたのが、10月、11月という時期であったことでこのような遅れが生じたというところでございます。

副町長（平間英博君）はい。ただいま課長の説明に補足させていただきます。

仮設住宅の建設に当たりましては、これまでの仮設住宅、災害救助法に示されている基準に基づいて県の方で、例えば寒さ対策で念頭に置くべきものとして断熱材の厚みであるとか、そういったことも含めて災害救助法の仕様に基づいて発注されたものでございました。ただ、その後の対応に当たって、さらなる断熱材の厚みであるとか、二重サッシについての標準化とか、新たなもの等についてそういった取り組みが基準として上乘せされたということで、県の方がそれに基づく対応をとるという判断をされたというふうな流れでございます。

あわせて県発注の部分について県と町が寒さ対策、どの部分を負うかという部分について先ほど来ご説明申し上げているところですが、県発注工事の仮設住宅に係るエアコン等については外壁の工事とあわせた対応が必要ということで、その工事について仕様等を県の方から提供を受けて順次、例えばうちであればセキスイハイム、それから西石山原であればダイワハウスということで、県の方から外壁工事とあわせてエアコンの設置についての仕様等もいただきながら、発注作業を進めておったところでございまして、その関係で今回議案として提案させていただいている部分について大変調整に手間取りまして、この時期になったということでございます。ご理解いただければというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。まず、やはり被災者側に立った思いやりのある行政のやり方を進めていけば、みずからやっぱり声を発すると思うんですよ。やはり寒さはどうするんだろうね、寒さひどいだろうなとか、そういうことがあれば、声自然とやっぱり県なり国に声が出ると思うんです。あっちから待っているんじゃないやっぱり遅くなるんですよ。やはりそういった本当に被災者に思いを持った仕事をやっていただきたい。

最後に、町長にこれまでも何度も本当に議会でも指摘しています。随意契約のあり方、やはりこれは本当に金額もさることながら、やはりこれは慎重に進めていただきたい、この随意契約のあり方について町長から考えをちょっとお聞きします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。契約のあり方ということでございますが、基本的にはやっぱり競争入札が基本でございます。ただ、今回の場合のこの災害時のもろもろの契約のあり方として、どうしても今までやりとりした寒さ対策とはちょっと逆行する考え方でございますけれども、短期間で大量のものを準備しなくちゃならないと、工事しなくちゃならないというふうな部分で、いろいろ制約要件があるわけでございます。そういう中での契約の執行ということでございますので、その辺をご理解いただくとともに、町としてもそういう制約あるもののやはりご指摘のような部分をきっちり踏まえてやるべきだというふうな考えを持っております。

先ほど副町長がお話ししましたように、どうしても仮設住宅を含めてもろもろの支援が、特に仮設については後づけの措置がされてきていると。いわゆる民間住宅、アパート等に入った場合の家賃の補助にしてもそうでございますし、寒さ対策についても、岩佐議員から9月定例議会だと思えますけれども、ご質問をちょうだいしたときも、あの時点ではやっぱり一定の救助法に基づく標準仕様だというふうな考え方で受け止めておったわけございまして、その後のいわゆる基準の見直しというふうなことでございます。

そういうふうな状況がそのほかの、いわゆる放射能の関係についても厚生労働省と環境省の基準がころころというふうな部分があつてというふうなことで、現場も大変混乱するような向きが多々あるわけでございますけれども、そういう状況の中で、少しでもいい形で対応していかなくちゃならないなと思っておりますので、ご指摘を真摯に受け止めて今後とも対応させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第66号平成23年度旧坂中跡地外4団地応急仮設住宅空調機設置工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

議 長（阿部 均君）日程第6．請願第3号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。9番岩佐 豊君登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、請願第3号について説明をいたします。

請願の要旨

山元町災害危険区域に関する条例第2条第2項によって、平成23年11月11日に町長が定めた災害危険区域は、指定範囲が過大です。災害危険区域の範囲縮小を議会決議して、町長に勧告することを請願いたします。

なお、震災復興が進行中であり、時間がたつほど過大な災害危険区域の指定による弊害、損害が拡大しつつあるので、早急に審議をお願いします。

請願の理由

1. 過大な災害危険区域の指定は、震災復興計画に重大な影響を及ぼし、被災地の復興を切り捨てる結果になっている。そして、住宅再建が困難になるために、人口流出を増加させる。山元町の3分の1もの膨大な面積を住宅建設が制約される災害危険区域にして山元町の震災復興も将来の発展も望めない。

2. 災害危険区域は、第2種、第3種においても余分な建設費がかかるために、被災地の住宅再建のための障害となり、個人の経済的負担増となる。さらに、地価の下落による個人財産の損害も生じる。過大な災害危険区域の指定は、住民の損害を増大させる。

3. 町長は、重要情報を公開せず、説明責任を果たしていない。住民が災害危険区域の妥当性をまだ判断できない状態において、過大な災害危険区域の指定を拙速に行った。

平成23年11月24日

紹介議員 菊地八朗

紹介議員 岩佐 豊

請願者 田代 侃

山元町議会議長殿

以上、よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。――質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。本請願については、山元町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、請願第3号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）暫時休憩とします。5分間休憩します。

午前11時50分 休 憩

午前11時55分 再 開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第 7．請願第 4 号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。4 番菊地八朗君、登壇願います。

4 番（菊地八朗君）はい、議長。それでは、請願の趣旨説明を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

J R 常磐線山下駅・亘理間早期開通促進に関する請願
要旨

裏面をご覧ください。

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災以降、多くの町民が町を離れております。仙台圏並びに仙南地区通勤・通学している私たちにとりましては、J R 常磐線は命綱です。また、このまま復旧が遅れば遅れるほど山元町の人口減少に歯どめがかからず、山元町自体の復旧を阻害するものであります。つきましては、現在亘理駅まで復旧しております常磐線を現存する山下駅まで、一刻も早く延伸していただきたく、町民の署名を添えてお願いいたします。

平成 23 年 12 月 1 日

提出者 J R 常磐線山下駅・亘理間早期開通促進住民の会

代表 岩佐徳義ほか五十石勇、坂根 守、島田博美、武田良子、渡辺庚午郎、松田正雄

山元町議会議長 阿部 均殿

紹介議員 佐山富崇

紹介議員 菊地八朗

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。――質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。本請願については、山元町議会会議規則第 91 条第 1 項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、請願第 4 号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

次の会議は、12 月 15 日午前 10 時開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午前 11 時 59 分 散 会